

京田辺市農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和3年1月7日(木)午後3時から3時38分

2.開催場所 305会議室

3.出席委員(24人)

会長	25番	喜多義治
会長職務代理者	24番	澤田康夫
	1番	守本和廣
	2番	前川義一
	3番	藤田俊郎
	4番	森 岳人
	5番	水山裕司
	6番	徳田和彦
	7番	石坂 清
	8番	中川利一
	9番	正田文敏
	10番	山下明子
	11番	川端美恵
	12番	小泉辰夫
	13番	田中和雄
	14番	堀江幸和
	16番	香村侃彦
	17番	下村茂樹
	18番	北尾清晴
	19番	奥西和子
	20番	山崎安喜男
	21番	米田五司
	22番	上村孝男
	23番	山本邦彦

4. 欠席委員（1人）

15番 森田三彦

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 地目変更の届出について

第3号議案 2アール未満の農業用施設の届出について

第4号議案 相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について

第5号議案 農用地利用集積計画の決定について（別紙）

第3 その他

6. 農業委員会事務局職員

局長 古川 義男

主査 喜多 秀顕

主任 寒川 悠也

7. その他

農政課 中尾主事

8. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、明けましておめでとうございます。</p> <p>年始早々、京田辺市農業委員会総会にご案内いたしましたところ、繰り合わせご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、令和3年最初の総会ということで、京田辺市長の上村崇様にもご臨席賜っております。後ほどご挨拶を頂戴いたします。</p> <p>それでは、令和2年度1月総会の開会に当たりまして、喜多会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>あいさつ（省略）</p>
事務局長	<p>会長、ありがとうございました。</p> <p>次に、ご臨席賜りました上村市長からご挨拶を頂戴いたします。よろしく申し上げます。</p>
市長	<p>あいさつ（省略）</p>
事務局長	<p>市長、ありがとうございました。</p> <p>市長におかれましては、他に公務がございますので、ここで退席されます。</p> <p>本日は、ご臨席賜りまして誠にありがとうございました。</p> <p>（上村市長 退席）</p>
事務局長	<p>それでは、審議に入ります前に、お配りしております資料についてご確認をお願いいたします。</p> <p>資料確認（省略）</p> <p>それでは、総会の進行については、会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの出席委員さんは24名でございます。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会1月総会を開会いたします。</p> <p>京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません。私のほうから指名してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>それでは、中川利一さん、山崎安喜男さん、よろしく申し上げます。 それでは、報告第1号、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について。 【報告第1号 1番から2番を朗読後、説明】 以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、報告第1号の1番から地元委員さんの説明をよろしくお願 いします。</p>
20番	<p>報告第1号、番号1、草内塚本、田、面積1,007平米、所有権相続。 〇〇〇〇さんの分については、地元として何ら意見はございません。 以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 続きまして、NO2の説明をお願いします。</p>
4番	<p>宮津古垣内、合計3,581平米の件について、相続に何ら問題ないと 思いますので、決議のほうよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、 何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問等なし)</p>
会長	<p>よろしいですか。ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について 受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、 事務局から説明をお願いします。 私に関係する議案がありますので、NO3のほうが関係しますので、 退席をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(喜多会長 退席)</p>

職務代理

不慣れなところもありますけど、ひとつ議事を進めさせていただきたいと思います。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務局からご説明を頂きます。

事務局

第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。

【第1号議案 1番から6番を朗読後、説明】

なお、NO6につきましては、本許可の申請人の譲受人であります〇〇〇〇さんにつきましては、今回新規就農希望者であることから、今回本案件だけでは894平米しかございませんので、この時点では、農地法第3条第2項の第5号、いわゆる下限面積要件の要件を満たしている方ではございません。しかし、この後出てきます第5号議案で新規設定を行っていただきます農地利用集積計画、いわゆる利用権設定なんですけど、そちらのほうの借人として〇〇〇〇さんが計画書のほうに上がっておりまして、農地利用集積計画が決定されれば、1月10日の決定公告をもって松村雅弥さんの下限面積を満たすということになります。このことから、現時点では〇〇〇〇さんの下限面積要件は満たしていないところなんですけど、今回、〇〇〇〇さんのほうは、本件の農地法の第3条の規定による許可申請と利用権設定による貸借とで新規で就農されるものであり、先般、農地農政委員会でヒアリング審査をさせていただいた上で、今回議案として諮らせていただいたものとなりますので、農地利用集積計画が決定し、京田辺市の決定公告をもって、今回条件付きの許可としてご審議いただければというふうに考えております。

ですので、こちらのほかの件のNO1からNO5につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しませんので、ほかについては許可要件を満たしているというふうに考えます。

以上でございます。

職務代理

ありがとうございました。

それでは、本日2班のほうで現地確認をしていただきました。班長の下村委員よりご報告をお願いします。

17番

先ほど現場を見て回らせていただきました。番号1と5につきましては、同一世帯内の移動ということですので、1番と5番のところには行っておりません。

実際に行きましたのは、番号2番、3番、4番、6番、この4か所を見て回りました。4か所とも背の高い雑草があるとか、特別な造営物があるとかといったことは全くなく、きれいに使用されていることを確認いたしましたので、問題ないと考えております。

以上です。

職務代理

ありがとうございました。

それでは、第1号議案、地元委員さんのご説明をよろしく願います。

16番

第1号議案のNO1、そしてNO5、関連いたしますので、併せて説明をさせていただきます。NO1の田辺柿ノ内、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに贈与される分でございますけれども、これは両方いずれにいたしましても田辺北地区で区画整理事業を現在営もうとする組合設立の準備期間中でございます。そういうことから、この地域での場所を簡単に説明申し上げますと、健康村の府道22号線、そして新田辺薪線が合流するところから東のほうを向きますと、新田辺の駅のほうへ参る道がございます。そして、大住のほうから来て隧道を上がったところから右側、平和堂の交差点の京都府の建物のところまでの西側、と同時に天津神川の天井川の東側の区域一体約17ヘクタールが、田辺駅北区画整理事業の範囲となっております。計画案でございます。

そして、その計画範囲の中で、今後地権者として役員あるいは地権者の要望、意見等々を述べていこうとするならば、地権者でならなければ発言権がない、資格がないということから、今回NO1とNO5については、贈与という形を取ってございます。そうすることによって、地権者が役員になられたことによって問題もないし、そして会員になられることについても問題がないということになります。

また戻りますが、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに贈与されましたのも、元々ご主人は非農家の方でございますして、そして〇〇〇〇さんはお父さんの財産を相続されました。そんなことから、ご主人のほうにこのたび贈与されるということでございます。

それと、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの娘さん、長女なんですが、これについても同居家族でございますして、娘さんのほうに99%贈与されております。その1%がお父さんを地権者として会議等々に出て来られるという形になるようでございます。

そんなことから、同等の同一家族ということで、耕作におきまして、農地の管理におきましては何ら問題ございませんので、ひとつよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

職務代理

ありがとうございました。

次、NO2。

22番

1号議案、NO2の東西ノ口の譲渡でございますが、譲受人につきましては、八幡市の方で、当区のほうに農地のほうは今されておられません、本市の宮ノ口のほうで去年新規就農されて、5,760平米されているということで、何ら問題なくされているということで、当区の所有に

についても改めて所有して、農地として管理していきたいということなので、地元としては異議ありませんので、よろしく願いいたします。

続きまして、6番の東藤木のほうでございますが、今、事務局のほうから新規就農のほうの議案のほうで別途説明があるというふうに思いますが、この方は、所有のほうは〇〇〇〇さんはされておりませんが、おじの農地を借り、今はちょっと手伝っていた分を合わせて、これを取得して農地として管理したいということでございます。よろしく願いいたします。

23番

引き続きまして、NO3とNO4、譲渡人は同じ方でございますので、説明したいと思えます。

NO3の薪藪ほか1筆、面積554平米。ここにつきましては、譲渡人はお父さんが亡くなりまして、3人が相続されましたが、今、耕作ができないということで売却したいということでございます。譲受人につきましては、会長の弟さんでございまして、同じく農業を一緒にやっております。隣接農地でございますので、耕作も十分できると思えます。よろしく願いいたします。

NO4につきましては、薪藪ほか1筆、面積612平米。これにつきましては、譲渡人は先ほど言いましたように同じことでございますけども、譲受人につきましては、今回買われた土地の周辺に自分の土地がございまして、今、買われましたところは、進入路として今まで利用されましたけども、今回そこを買って一緒に利用するというので、これにつきましても引き続き農業をやりたいという意欲がございまして、よろしく願いいたします。

以上でございます。

職務代理

ありがとうございました。

今回、NO6の譲受人が新規就農であるので、先般、農地・農政委員会を開催してヒアリング審査を行いましたので、その報告を水山委員からお願いいたします。

5番

12月の末にヒアリングを行いましてお聞きしたところ、農業研修に関してはおじさんのところで5年間行っておられて、そのおじさんの土地と今回の土地を合わせて取得して、新規就農ということで申入れがありました。

特段問題はないという感じで、皆さん、ご意見はなかったもので、委員会としては新規就農者にふさわしいという結論に達しました。

以上です。

職務代理

ありがとうございました。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、何

	<p>かご質問ございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
職務代理	<p>よろしいですか。異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
職務代理	<p>それでは、異議がないので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。</p> <p>それでは、会長に入室させていただきます。</p> <p>(喜多会長 入室)</p>
会長	<p>続きまして、第2号議案、地目変更の届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第2号議案、地目変更の届出について。</p> <p>【第2号議案 1番を朗読後、説明】</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案、地元委員さんの説明をよろしくをお願いします。</p>
20番	<p>第2号議案、番号1、草内塔ノ上、地目田、1,242平米。畑にしよるんですが、この分については、地元として何も意見ございません。審議のほう、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案、地目変更の届出について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
会長	<p>よろしいですか。異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、異議等がないようですので、第2号議案、地目変更の届出について受理決定をさせていただきます。</p>

会長	<p>続きまして、第3号議案、2アール未満の農業用施設の届出について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>第3号議案、2アール未満の農業用施設の届出について。 【第3号議案 1番を朗読後、説明】 以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 それでは、第3号議案、地元委員さんの説明をよろしくお願いします。</p>
4 番	<p>3号議案、番号1、宮津下川原で、46.36平米の農業用倉庫の建築となっていますが、〇〇〇〇さんが先般農地購入の際に、もう初めから建っていた施設でございます、それで2アール未満の農業用施設の届出を出すものでございます。何ら問題ないと思っておりますので、決議のほうをよろしくお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 それでは、第3号議案、2アール未満の農業用施設の届出について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問等なし)</p>
会長	<p>よろしいですか。異議等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、異議等はないようですので、第3号議案、2アール未満の農業用施設の届出について受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、第4号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第4号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について。 【第4号議案 1番から2番を朗読後、説明】 なお、これらの件につきましては、12月15日に会長と地元委員さんとで現地を確認していただきましたところ、適切に耕作管理がなされておりましたので、その旨を宇治税務署へ報告したく考えております。 以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、第4号議案、地元委員さんのご説明をよろしく申し上げます。</p>
20番	<p>第4号議案、番号1、草内柳田、1,488平米、以下9筆、塚本、岡田、一町田、合計10筆で1万553平米、〇〇〇〇さんの分については、地元として何も意見はございません。審議のほうをよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 続きまして、NO2。</p>
2番	<p>続きまして、松井区から、今、事務局の説明してもらったとおりに、12月に会長並びに事務局と私と、全筆、見て回りました。そして、口仲谷5筆以外はきちっと耕作はされております。そして、口仲谷のエリアは、ちょうど今池のプロロジス側の南側になるんですが、これは保全管理をきっちりされていると。これはもろもろの将来の都市計画の計画があるようで、その中身は私は分かりませんが、もう耕作されているところがごく僅かとなっております。その中の一部です。 以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 それでは、第4号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
会長	<p>よろしいですか。異議等はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、異議等がないようですので、第4号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、第5号議案、農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
農政課	<p>農政課の中尾と申します。 それでは、こちらの農用地利用集積計画を用いてご説明させていただきますので、ご覧ください。 農用地利用集積計画、こちら報告年月日が令和3年1月10日を予定</p>

しているものでございます。

中身といたしましては、1枚めくっていただいて1ページ、農用地利用集積計画の概要ということで、3年から5年までの田の貸借が6,150平米、畑の貸借が4,343平米、10年以上の畑の貸借が6,419平米となっております。貸手につきましては7件がございまして、貸手につきましては5件となっております。

詳細につきましては、3ページ以降にございますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、2ページのほうで再設定、新規設定のことを書かせていただいております。本件について、22筆とも全て新規設定になっております。

以上、簡単ですが、私のほうからのご説明とさせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

ただいま第5号議案、農用地利用集積計画の決定について説明がございましたが、これについて、何かご質問、ご意見はございませんか。

(質問等なし)

会長

よろしいですか。異議等はございませんか。

(異議なし)

会長

それでは、異議等がないようですので、第5号議案、農用地利用集積計画については原案のとおり決定をさせていただきます。

以上で本日の議案のほうは、これで終わらせていただきます。

続きまして、6番目のその他ということ。

その他もなしですか。

それでは、農業委員会の議案のほうはこれで終わりましたので、こちらのほうは閉会とさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。慎重なるご審議を進めていただきましてありがとうございます。

それでは、閉会に当たりまして、澤田職務代理者からご挨拶を頂きます。

職務代理

あいさつ(省略)

～閉会～